

第4章 プランの内容

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現
- 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

令和2年に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%となるよう期待すると掲げられた目標³は、社会全体で十分共有されず、必要な改革も進まなかった」と総括されました。ゆるやかな上昇傾向にある本市の審議会や委員会における女性委員の割合も、令和2年で27.7%（審議会）、11.4%（委員会）に留まっており、特に委員会の女性割合は茨城県平均を平成23年以降下回る状況が続いています。

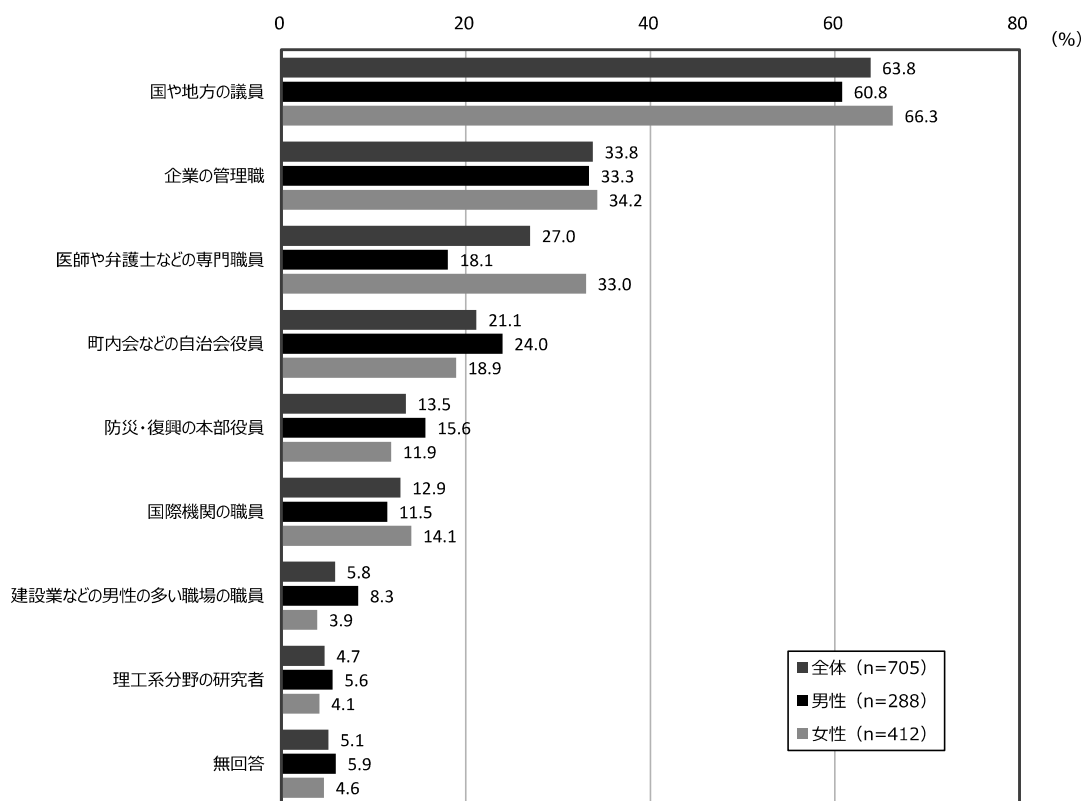
アンケート調査では、女性の意見をより反映させるために女性の参画を進める分野として、全体では「国や地方の議員」が最も多く、「企業の管理職」、「医師や弁護士などの専門職員」、「町内会などの自治会役員」と続いています。また、「町内会などの自治会役員」（男性24.0%、女性18.9%）、「防災・復興の本部役員」（男性15.6%、女性11.9%）などは、男性の回答割合が女性よりも高く、男性が女性の参画を女性自身以上に求めている分野となっています。

SDGsの5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」はジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント⁴を行うこととしています。女性が多く望む議員や専門職はもちろん、男性も期待する自治会役員や防災・復興の本部役員への女性の参画を促し、女性の率直な意見を施策に反映することが求められています。

³ 「2020年30%」の目標：男女共同参画本部が平成15年6月に決定した、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標。

⁴ エンパワーメント：「力を与える」「権限を与える」ことで、男女共同参画においては、特に女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自立的な力をつけることを意味している。

【女性の意見を反映させるために女性の参画を進める必要のある分野】(2つまでの複数回答)



施策の方向性

広報紙や SNS など様々な媒体を通じ女性が指導的地位に就くことの重要性を啓発することで女性人材・女性リーダーを育成し、審議会等へ女性委員を積極的に登用していきます。

(1) 地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
1	審議会及び委員会等への女性委員の積極的な登用	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、女性委員登用の目標を 30%とし、女性委員の積極的な登用を関係各課に働きかけます。 ・女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 	市民協働課 関係各課
2	「どこでも市長室」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の申込に応じ、「どこでも市長室」を開催するため、広報紙やホームページ等を通じて募集を行います。 	市民協働課
3	女性人材や女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職や女性役員等、指導的地位に就く女性の登用を促すため、SNS や広報紙、その他イベントを通じて啓発を行います。 	市民協働課
4	市職員の職域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・下妻市職員の申出に係る登用に関する規程について一層の周知に努め、管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。 	総務課



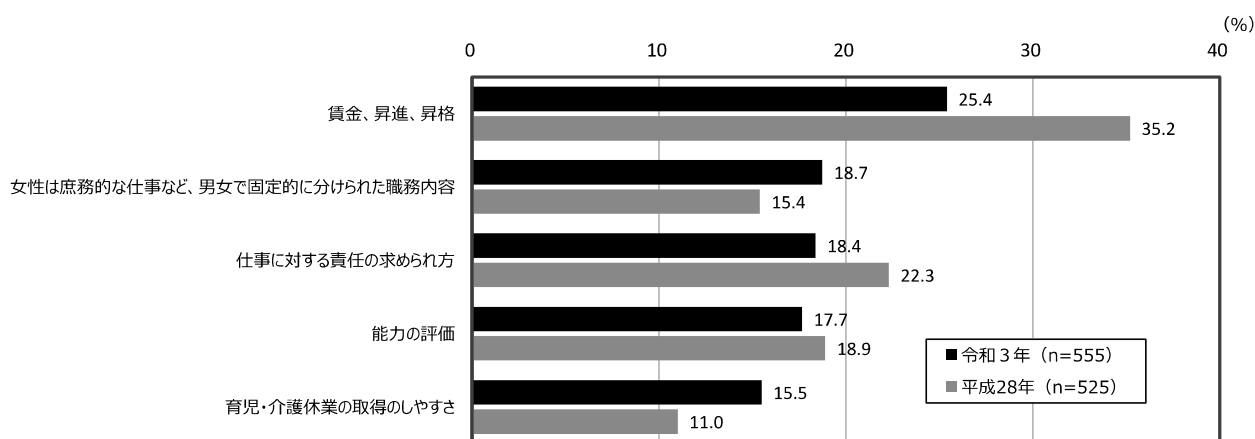
どこでも市長室

施策の方向性2 職場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

現状と課題

職場で男女の地位が平等でないと思うことについて、令和3年と前回（平成28年）のアンケート調査結果を比較すると、「賃金・昇進・昇給」や「仕事に対する責任の求められ方」、「能力の評価」などの回答は減り平等が進んでいることがうかがえる一方で、「女性は庶務的な仕事など、男女で固定的に分けられた職務内容」や「育児・介護休業の取得のしやすさ」などでは、逆の結果となっており、職場の男女平等の進展はまだら模様となっています。

【職場で男女の地位が平等でないと思うこと】(複数回答) ※5位までを掲載

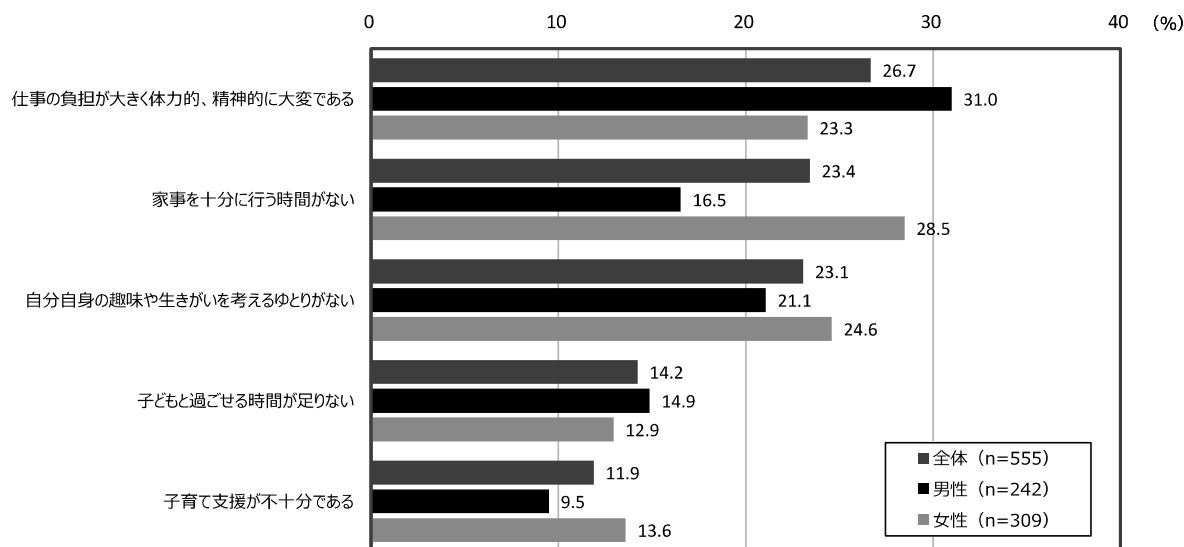


ワーク・ライフ・バランスについての質問（20～21 頁）で明らかとなったとおり、仕事を優先する女性が増える一方、次頁の「仕事と家庭生活を両立させる上での悩み」で「家事を十分に行う時間がない」を挙げた人は、男性 16.5%に対し女性は 28.5%に上っています。

18 頁の男女の地位や役割分担では、家庭生活において男性が優遇されていると感じる女性は約7割、男性自身でも5割に達していることから、比重が一方向的に偏った家事の上に、仕事の負担が重なる女性の姿が浮かんできます。

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの施行により、雇用や職場の環境については徐々に整備が進んでいます。それと歩調を合わせ、生活の基盤である家庭での男女共同参画の更なる推進に向けた働きかけや、家事・育児・介護などへの行政からの支援の充実を図ることが重要となっています。

【仕事と家庭生活を両立させる上での悩み・問題】(複数回答) ※全体での5位までを掲載



施策の方向性

働く人のワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、啓発活動を行うとともに、庁内においてはICTを活用した業務効率の向上を図ります。

就労を希望する人に対しては、企業誘致や職業能力の向上への支援を通じて、だれもがその能力を発揮し働くことができる環境づくりに努めます。

更に育児や介護をする人へは、安心して就労し続けることができるよう、子育て支援や介護者への支援の充実を図ります。



パパと
いっしょに
クッキング
(「おとう飯」
推進事業)
の開催



(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	事業名	事業内容	担当課
5	ワーク・ライフ・バランスの推進	・広報紙やお知らせ版を通して、国や県、地方自治体、事業者等の取組みを紹介し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、啓発活動を行います。	市民協働課
6	市職員の時間外労働の縮減	・ワーク・ライフ・バランスを推進し、ノー残業デーの徹底を図ります。 ・職務調査を実施し、適正な人員配置の資料とします。	総務課
7	市男性職員の育児参加	・配偶者出産休暇・配偶者出産育児休暇、男性の育児休業等の制度の周知を図り、取得を推進します。	総務課
8	ICTを活用した業務改革推進事業	・テレワークを推奨し、仕事と育児・介護の両立など、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を推進します。	総務課
9	DX ⁵ による業務改革推進事業	・インターネットによる Web 会議を推奨し、移動時間などの短縮・業務の効率化を図り、生産性の向上を目指します。	総務課
10	ねたきり高齢者を介護している介護者への支援	・要介護認定者を介護している介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護者に対し、介護用品助成券や介護慰労金を支給します。	介護保険課
11	勤労青少年ホーム・働く婦人の家の活用促進	・幅広い世代の方に利用してもらえるよう周知を図ります。 ・利用者の要望に応じて講座を企画・開催し、更なる活用促進を図ります。	商工観光課
12	働き方改革の促進	・働き方改革推進に関する情報を広報紙に掲載します。 ・県が実施する「いばらき働き方改革推進キャンペーン（8月・11月）」に協力します。	商工観光課

⁵ DX（デジタルトランスフォーメーション）：2004年にスウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマン氏により提唱された「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。近年では、「最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための変革」という意味で使われている。

(2) だれもが活躍できる働き方の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
13	企業誘致事業	・市民の就業を支援するため、企業誘致を促進し工業団地の造成に努めます。	企画課
14	女性活躍推進法の普及・啓発	・「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定について、啓発や情報提供を行います。	市民協働課
15	次世代育成支援・女性活躍特定事業主行動計画の促進	・職員が仕事と家庭生活の両立できるよう職場環境を整備するため、計画の数値目標達成に向けて、制度の周知等に努めます。	総務課
16	中心市街地出店者育成支援事業	・まちなかの賑わいを創出するため、空き店舗を活用して事業を開始する創業者等に対し、改装費と家賃の一部を補助します。	商工観光課

(3) 安心して就労できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
17	保育の実施	・児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳～小学校就学前)の保育ができない場合、保育所等で保育を実施し、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。	子育て支援課
18	延長保育事業	・保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間 11 時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。	子育て支援課
19	一時預かり事業	・保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、認可保育園等において保育サービスを提供します。	子育て支援課
20	子育て短期支援事業	・児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を児童養護施設に保護します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
21	放課後子ども総合プランの実施	・放課後子ども総合プランについて、下妻市にふさわしい実施形態を更に調査・研究します。	子育て支援課 生涯学習課
22	病児保育事業	・病児、病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。 ・保育中に体調不良となった子どもを保育所医務室等で看護師等が緊急的に対応します。	子育て支援課
23	幼稚園預かり保育推進事業	・下妻市立幼稚園の園児に対して、幼稚園の教育時間終了後及び夏休み等の長期休業中、希望により預かり保育を行い、共働き世代の子育てを支援します。	学校教育課
24	労働問題に関する相談支援	・県や労働基準監督署と連携しながら、労働条件や労働安全衛生等の労働相談を希望する方への支援を行います。	商工観光課



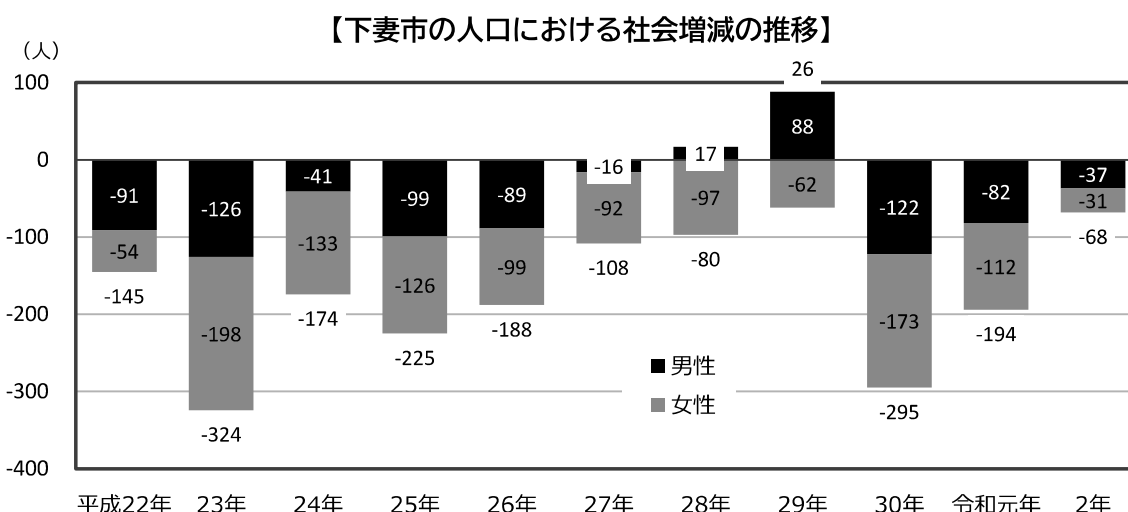
預かり保育



施策の方向性3 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

防犯や防災、子どもや高齢者の見守り、まちづくりなど地域の課題解決のためにリーダーシップに富んだ人を中心にした地域力のあるコミュニティが求められる一方、本市の総人口は減少が続いており、平成22年から令和2年の間で15～64歳の生産年齢人口は3,989人、0～14歳の年少人口は1,380人減少しています。また、人口の増減に占める社会増減⁶の推移をみると、平成22年以降、ほとんどすべての年で市外への転出数が市外からの転入数を上回る社会減の状態となっていますが、減少数を性別でみると、平成22年と令和2年を除くすべての年で女性の減少数が男性の減少数を上回っています。



資料:茨城県の人口(統計しもつま)

国の「第5次男女共同参画基本計画」は、大都市圏へ転入する地方の若い女性が増えていると指摘しています。その理由として「安心して暮らせる十分な所得」、「やりがいのある仕事」が得やすいことの他に、女性の居場所と出番を奪う「固定的な役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の根強い存在が背景として挙げられています。

⁶ 社会増減：ある期間における市外から市への転入者数と市内から市外への転出者数の差のこと。

本市においても「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない人は64.2%に達していますが、「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と男性の60.1%、女性の68.0%の人は思っており、「平等」と思う人は男性の2割、女性の1割程度しかいません。

地域の有する潜在力を十分に引き出すため、固定的な役割分担意識の払拭に継続的に努め、女性の潜在力を開放することが重要です。また、学術や科学技術の分野をはじめ、これまで主に男性・高齢者が支えてきた地域に、女性や若者など様々な人が活躍できる場を広げ、幅広い視点で地域づくりを進めることが求められています。

施策の方向性

地域の力を高める基礎となる人材の育成と地域での活動団体への支援を行います。また、市外や首都圏などからの移住を考える人を支援する仕組みや制度を整え、定住の促進を図ります。更に、農業分野の後継者の育成や新規就農者に向けた支援を行うとともに、農業分野での女性の活躍の場を拡大するため、家族経営協定の締結、農業委員会への女性委員の登用を進めます。児童生徒の教育に関しては、幅広い学術分野への興味が男女を問わず喚起される環境を整備します。

(1) 地域力を高める人材育成・コミュニティづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
25	市民活動団体登録制度の周知と市民活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を行っている団体の活動情報をホームページで公開し、市民活動への参加促進を行います。 ・Facebook 等も活用し団体登録制度を広く周知し、市民協働のまちづくりを推進します。 	市民協働課
26	女性団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が所属する団体と連携し、講演会等の運営や他市町村が主催する研修会等に参加するなど、男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進と女性の積極的な行政参画を図ります。 	市民協働課

No.	事業名	事業内容	担当課
27	交通安全教育の実施	・「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」を中心に、交通安全に関する事業を実施します。	消防交通課
28	地域温暖化防止活動推進員の活動支援	・地域や家庭において省エネ対策及び温暖化防止対策を実践する茨城県地球温暖化防止活動推進員の普及啓発活動を支援します。	生活環境課
29	母親クラブの活動支援	・子どもの健全育成のために、子育て家庭の自主的な交流及び地域活動を支援します。	子育て支援課
30	ボランティア活動の支援	・社会福祉協議会に所属するボランティアの育成や活動を支援するため、ボランティアセンターに補助金を支給します。	福祉課 (社会福祉協議会)

(2) U・Iターンの促進

No.	事業名	事業内容	担当課
31	空き家バンク制度	・農地付き空き家も扱えるよう制度を拡充し、全国版空き家バンクのサイトに情報を登録するとともに、SNS 等を通して積極的に発信します。	企画課
32	U・Iターンワンストップ窓口設置事業	・Uターン・Iターン希望者に対して、地元及び近隣都市における求人情報や住宅支援情報、子育て支援情報などの総合的な窓口を設置するとともに、定住に特化した情報を作成し、転入支援を行います。	企画課
33	エコ住宅設備資金への補助	・脱炭素社会の実現に向け、住宅用太陽光発電システム設置補助金や環境配慮型新エネルギー設備導入補助金を支給します。	生活環境課
34	住宅リフォーム資金補助事業	・個人住宅におけるリフォーム工事（修繕、改築、増築、模様替え等）に対し、工事費の一部を補助します。	商工観光課

(3) 未来の農業のエンジンとなる担い手づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
35	農業後継者育成支援事業	・農業後継者育成支援を進めます。	農政課
36	農業経営の法人化支援	・農業経営の法人化支援を進めます。	農政課
37	耕作放棄地対策事業	・担い手への農地利用集積・集約化を推進します。	農政課
38	新規就農者支援事業	・新規就農希望者に対する相談及び支援を進めます。	農政課

(4) 農業分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
39	家族経営協定事業	・家族経営協定の締結を推進し、安定した農業経営の実現を支援します。	農政課
40	女性農業委員の登用	・女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用について、積極的に取り組んでいきます。	農業委員会事務局

(5) 教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
41	学校ICT環境整備・維持管理	・児童生徒一人一人に寄り添った指導を男女の区別なく行うため、学校ICT環境の適切な整備・維持管理を行います。	学校教育課
42	教育備品整備の推進	・男女ともに児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助け、学校教育の効果を高めるため、教育備品の整備を推進します。	学校教育課
43	いばらきサイエンスキッズ育成事業	・将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力を高め、理科授業の質を向上させるとともに、探求的な活動を充実させることにより、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上を図ります。	指導課

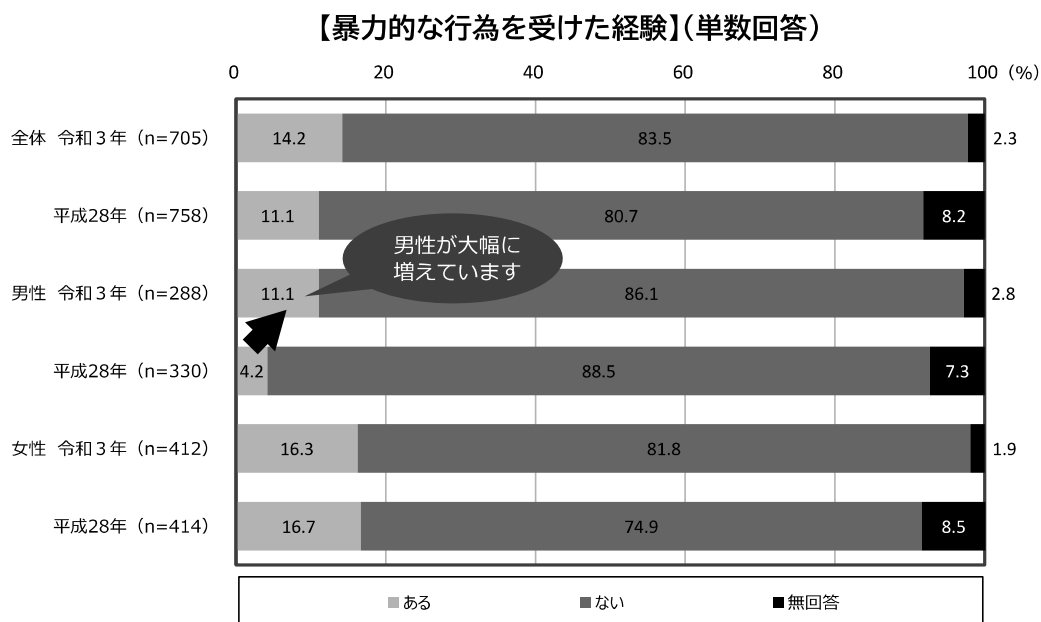
No.	事業名	事業内容	担当課
44	鬼怒川水辺の楽校に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川河川敷を「水辺の楽校」として整備し、子どもたちの水辺の遊び、学習を支える仕組みをつくとともに、自然豊かな安全な河川環境を将来に残すための事業を推進します。 	都市整備課
45	青龍楽校	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川大形橋上流を活動拠点として、自然体験や自然学習などを行います。 	生涯学習課

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶

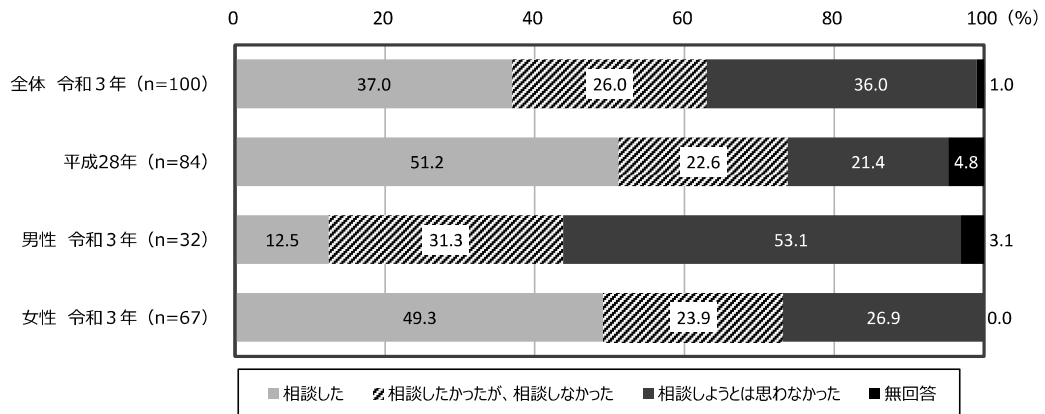
現状と課題

被害者の性別を問わず、犯罪となる行為をも含む暴力的な行為は重大な人権侵害です。アンケート調査において、女性の16.3%と男性の11.1%が、暴力的な行為を受けたことが「ある」と回答しています。この割合は、前回の調査結果と比較して、女性についてはほぼ同様ですが、男性については大幅に増加しています。



また、暴力的行為を受けたあと、誰かに「相談した」人の割合は37.0%、「相談したかったが、相談しなかった」と「相談しようとは思わなかった」を合わせた『相談しなかった』割合は62.0%となっており、第3次計画で指標項目とした『相談しなかった』市民の割合は前回の44.0%から大きく後退しました。この差は、今回の調査で増加が著しい暴力的な行為を受けた男性で相談した人が12.5%に留まっていることが主な原因と考えられますが、いずれにしても暴力の根絶は、女性だけを対象とするのではなく、男性も含め対応することが重要となっています。

【暴力的な行為を誰かに相談したか】(単数回答)



施策の方向性

あらゆる暴力を根絶するために、DVやハラスメント、虐待などの防止に向けた啓発活動を推進するとともに、被害に遭った人への支援を行います。また、小中学生を対象とした人権教室や市民向けの人権に関する講演会を開催し、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めます。

(1) 身体的・精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
46	ドメスティック・バイオレンス防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底するため、啓発活動を行います。 DV 被害者が相談しやすい環境づくりに努めます。 	市民協働課
47	ハラスメント防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職場や地域社会におけるパワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等を防止するための情報を、広報紙等を通して提供します。 	市民協働課
48	人権相談(困りごと)事業	<ul style="list-style-type: none"> 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、法務局で常設している人権相談の外、毎月1回市役所で特設の人権相談を受け付けます。 	福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
49	児童虐待防止事業	・児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のポスターやリーフレットを配布し、児童虐待防止の啓発普及を図ります。	子育て支援課
50	母子等保護の実施	・必要な相談や援助を行い母子の福祉の向上に努めます。身の安全を図るため、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図るよう努めます。	子育て支援課
51	女性相談事業	・夫の暴力等から生ずる家庭内の問題の相談を行います。	子育て支援課
52	児童・生徒対象の防犯教育の実施	・市内小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。	指導課

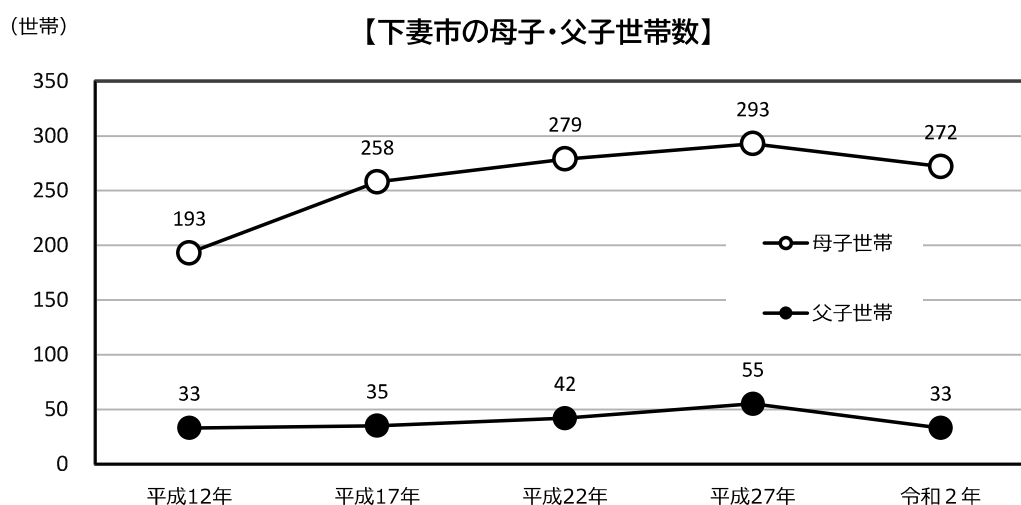
(2) 男女が互いの人権を尊重する社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
53	人権教室の開催	・人権週間(12月4日～12月10日)にあわせ、市内小学校において人権教室を開催し、多様な考え方を認め合い、命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。	福祉課
54	人権教育講演会の開催	・人権教育推進のために、市民、市職員、市内小中学校の教職員等を対象に人権教育講演会を開催します。	福祉課

施策の方向性2 生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

現状と課題

国勢調査における本市の母子・父子世帯数は、平成12年以降増加が続いていましたが、令和2年は、5年前の平成27年から母子世帯、父子世帯とも減少しました。しかし、特に困窮状況に陥りやすい母子世帯については272世帯と、依然、高水準で推移しています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

また、令和3年度版の男女共同参画白書⁷において、長引くコロナ下で顕在化した男女共同参画の課題が報告されており、その中には雇用情勢の悪化やひとり親世帯の窮状、DV相談件数の増加、女性自殺者の増加など、雇用や生活面に渡る問題が含まれています。

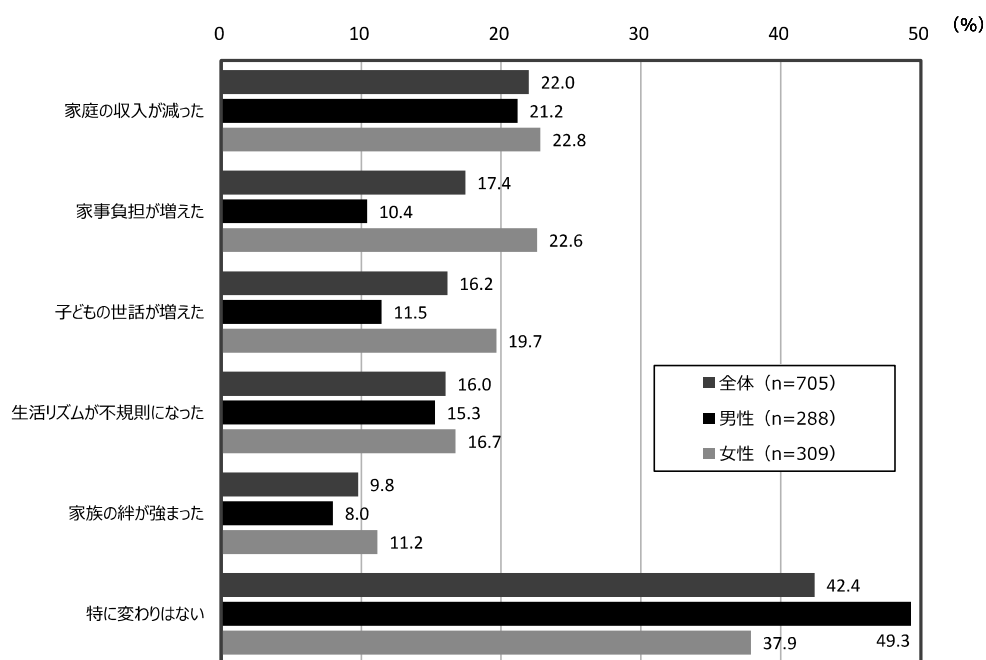
アンケート調査でも、新型コロナウイルスの感染拡大による生活上の変化について、「特に変わりはない」との回答が42.4%あるものの、2割を超える人は「家庭の収入が減った」と回答しています。また、特に女性では、「家事負担が増えた」、「子どもの世話が增えた」の回答が2割前後となっており、1割程度の男性との違いが際立っています。

更に近年、「生理の貧困」として、経済的理由で必需品であっても生理用品が買えない人の存在もクローズアップされています。

⁷ 男女共同参画白書：男女共同参画基本法に基づき、内閣府男女共同参画局が発行する年次報告書。

人口の半数の女性や2,000名を超える外国籍市民などに対し、生活上の負担が一方的に偏ることのないよう、また、経済上の困難を抱えた人には、その困難が解消され、個人の様々な生き方が希望に沿って実現できるよう、切れ目のない支援を行うことが求められています。

【新型コロナウイルスの感染拡大による生活上の変化】(複数回答)
※全体での5位までと「変わりはない」を掲載



施策の方向性

一人ひとりが、自己の希望に基づく生き方ができるよう、多様性を認め合いジェンダー平等 (SDG5) の実現を目指したまちづくりを推進します。

また、生活上の困難や障害などによって子どもの将来が制約されてしまうことのないよう、経済的支援や相談支援、学習支援を行います。

(1) 持続可能で多様な生き方の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
55	男女共同参画に関する情報の提供	・男女共同参画に関する情報を、市民にわかりやすいように、男女共同参画推進事業や広報紙等において提供します。	市民協働課
56	SDG5 ジェンダー平等の実現	・2030年までの目標達成に向け、男女共同参画推進講演会等においてジェンダー平等の重要性を発信し、性別に関わらず多様な生き方ができるまちづくりを推進します。	市民協働課

(2) 困難を抱えがちな子どもへの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
57	放課後等デイサービス事業	・学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、障害児の自立を目指し、放課後等の居場所づくりを促進します。	福祉課
58	特別児童扶養手当等の支給	・20歳未満で障害者手帳取得した方に「特別児童扶養手当」や「重度心身障害児童福祉手当」について説明します。 ・広報紙やホームページで事業の周知を図り、適切に支給していきます。	福祉課
59	学習支援事業	・市内在住・在学の小学校4年生から中学校3年生までを対象に、毎週月曜日15時～18時まで、学習ボランティアが講師となり、勉強できる場を提供いたします。宿題や課題、その他お子さんの希望に応じて、5教科をサポートします。	福祉課
60	子育て電話相談事業	・市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時・無料)	子育て支援課
61	主任児童委員や民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動の実施	・主任児童委員や民生委員・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
62	家庭児童相談室及び子ども家庭総合支援拠点の設置	・家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2人の相談員を配し、相談・指導業務を行います。あわせて子ども家庭総合支援拠点の機能により相談体制を強化します。	子育て支援課
63	幼児発達相談の実施	・乳幼児健診や保護者からの電話相談等において、相談や支援が必要な児(発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児)とその保護者を対象に適切な療育指導と総合的な相談を行い、児の健全育成、保護者の育児支援を図ります。	保健センター
64	妊婦・乳児健康診査事業	・月齢に応じた発育・発達・栄養状態の確認、異常の早期発見と必要な項目を定期的に確認するため、妊婦・産婦・乳児・幼児に対し、健康診査を行います。	保健センター

(3) 誰もが教育を受けることができる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
65	スクールサポートセンター運営事業	・スクールサポートセンター配置した教育相談員が、通室支援・来室面談・学校訪問・家庭訪問を通して、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図り、児童生徒の登校をサポートします。	指導課

(4) 多様性を認め合うダイバーシティ社会⁸の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
66	外国人への情報提供と支援	・茨城県国際交流協会が外国語で作成した「外国人のための生活ガイドブック」などの冊子やパンフレットを要望に応じて提供します。	企画課
		・外国人が子育てや災害等に関する情報を受信できるよう、10か国語の外国語に対応できるママサポしもつまアプリ（電子母子手帳）の登録を促進します。	保健センター

⁸ ダイバーシティ社会：ダイバーシティ（Diversity）とは「多様性」のこと。ダイバーシティ社会とは、国籍や性別、性自認や性的指向などが様々な人々やそうした価値観を受容する社会。

No.	事業名	事業内容	担当課
67	多言語化への対応に係る事業	・ホームページを多言語対応とするほか、窓口に多言語翻訳機を設置します。手続きに関する各種案内について、必要に応じ多言語で対応します。	企画課 関係各課
68	日本語教室への支援	・ハローワーク主催の「しごとのための日本語」講座や、社会福祉協議会の「しもつま日本語教室」等への申込み問い合わせの支援を行います。	企画課
69	性の多様性に関する情報提供と普及啓発	・多様性を認め合う社会に向けて、県が行う相談支援・差別禁止等各種施策に協力するとともに、正しい情報の普及啓発に努めます。	福祉課 関係各課
70	ホームヘルプ事業	・自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。 ・通院の際に介助を行います。	福祉課
71	短期入所支援(ショートステイ)事業	・家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	福祉課
72	ひとり暮らし高齢者の支援	・「緊急通報システム」や「愛の定期便」等、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう支援体制を整えます。	介護保険課
73	高齢者福祉タクシー利用料金助成事業	・高齢者の外出を促進し、閉じこもりの防止を図るため、タクシーの初乗運賃相当額を助成する券を交付します。	介護保険課
74	在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の支援	・高齢者の家事支援や外出介助等、社会福祉協議会が行う「在宅福祉サービス事業(あおぞら)」に補助金を支給します。	介護保険課 (社会福祉協議会)
75	下妻市英語教育推進事業	・「英語キャンプ」や「海外及び小中連携オンライン英語交流」等、グローバル社会に対応した人材の育成を目指し、英語教育推進事業を実施します。	指導課

施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、互いへの思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会を形成する上での大前提といえます。

心身の健康については自分自身が主体であるとの自覚を持ち、正確な知識や情報の入手とそれら情報に基づき行動することは、高齢になっても健康を維持・増進するために必要です。本市の令和2年の国勢調査での高齢者人口は1万2千人を数えています。人生百年時代といわれる現代、加齢に負けず健康寿命を延ばすことは、高齢者自身のみならず、社会全体のテーマといえます。

生涯には様々なライフステージがありますが、特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった各ステージで大きく変化するという特性があり、更に生殖可能な年代では、ひと月の中でも大きな変化が現れます。そうした変化を男性もよく理解し、社会で活躍する女性を見守り、支え、適切な配慮を行うことが必要です。

また、我が国では、自殺が10代の若者の死因の第1位⁹であることから、学童・思春期からの健康教育において、SOSの出し方教育を始めとする「生きる力を育む教育」が大切となっています。

施策の方向性

児童や生徒に対しては、知育・徳育・体育のバランスの取れた教育を推進します。また、結婚や妊娠の当事者世代に対しては、妊娠・出産にかかる不安解消のための支援や、不妊治療にかかる費用の助成を行います。更に、人生百年時代を見据え、生活習慣病や感染症の予防や高齢者の介護予防に向けた取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

⁹ 若者の死因：2020年の厚生労働省人口動態統計によれば、10～39歳までの5歳刻みの各年代の死因の第1位は自殺となっている。

(1) 「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
76	性に対する正しい知識の普及	・自分のからだに関心を持ち命の大切さを知ること、他人を思いやる心を育むこと、身体の発育や性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に市内各小中学校で性教育を実施します。	保健センター
77	特色ある学校づくり支援事業	・「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成を目指し、特色ある学校づくりを推進するため、体験活動・ボランティア等を通し、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課
78	「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業	・児童生徒の健康問題に対応するため、保健教育や健康教育を推進するための指導者研修会等を実施し、教員の資質向上と児童生徒の生きる力の形成を目指します。	指導課
79	学校施設開放事業	・利用者の安全確保を最優先に考え、施設の維持管理に努め、安全にスポーツ等を行える場所として学校施設(グラウンド及び体育館)を開放する予定です。	生涯学習課

(2) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
80	いばらき出会いサポートセンター入会補助金の支給	・いばらき出会いサポートセンターに入会した若者に補助金を支給します。	市民協働課
81	出産育児応援給付金の支給	・令和3年度から、次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、新生児出産時に、出産育児応援給付金を支給します。	子育て支援課
82	不妊治療費助成事業	・不妊治療は経済的・精神的負担が大きいことから、健康保険が適用されるまでの間、不妊治療を受けた夫婦に治療費の一部を補助します。	保健センター

(3) 人生百年時代を見据えた健康づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
83	介護予防教室の開催	・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防を目的として、各種介護予防教室を開催します。	介護保険課
84	がん検診事業	・各種がん検診の受診率向上に努めます。 ・結果を生かし早期発見・早期治療につなげます。	保健センター
85	食育推進事業	・食を選択する力を育成し、健康的な食習慣を生涯にわたって継続できるよう、子育てにかかわる施設や、地域のボランティアなどが連携・協力して食育を普及します。 ・生活習慣病予防やフレイル予防等、地域の健康づくりを推進します。	保健センター
86	感染症予防事業	・感染症の発生及び拡大防止に努め、感染症予防のための正しい知識の普及を推進します。 ・定期予防接種を実施し受診率向上に努めます。	保健センター
87	生活習慣病等重症化予防等健診	・健康管理への自覚を高められるよう、生活習慣病予防・改善のための基本健康診査・特定健康診査を実施します。健診後には、結果説明会を開催する他、教室・電話・窓口等で健康相談を実施します。	保健センター
88	運動教室の実施	・各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。	生涯学習課



感染症予防のため、しっかりお願いします

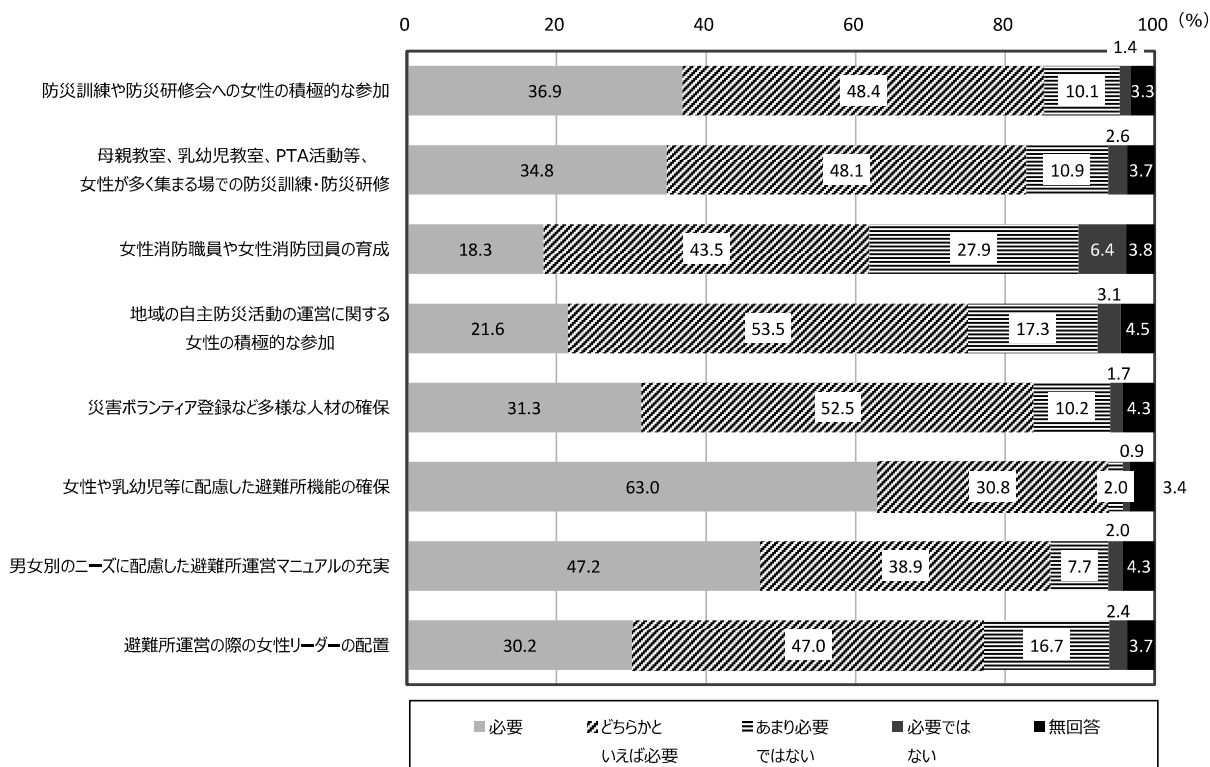
施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進

現状と課題

東日本大震災やその後各地で起きた集中豪雨など、大規模な自然災害が次々と発生するようになってきています。そうした災害に備え、防災・減災のための取組が行われていますが、取組の中に、男女共同参画の視点を取り入れることが、避難所において、セクシュアル・ハラスメントや性暴力の発生を未然に防止するためにも重要です。

アンケート調査で、今後の災害復興を含む防災活動で男女共同参画を推進するために「必要」または「どちらかといえば必要」との回答は「女性や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保」が93.8%と最も多く、次いで「男女別のニーズに配慮した避難所運営マニュアルの充実」(86.1%)、「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加」(85.2%)となっています。

【今後の防災活動への男女共同参画推進の必要性】(それぞれ単数回答)(n=705)



この調査結果において、「避難所運営の際の女性リーダーの配置」を必要と回答した人は 77.1%に留まっていますが、女性にしかわからない女性のニーズを避難所の運営に反映させるためには、女性がリーダーとして発言する必要があることを女性自身が理解し、行動することも必要です。

施策の方向性

防災計画の策定や自主防災組織の活動などへ女性委員の参加を促進し、男女共同参画の視点に立った内容となるよう努めます。また、消防団への女性の加入や婦人防火クラブ活動の充実を図り、防火活動等での女性の参画拡大を図ります。

(1) 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

No.	事業名	事業内容	担当課
89	男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の改訂の際、男女共同参画の視点に立った改訂案の検討を行います。 ・女性委員等の参加を促進し、広く意見を聴取します。 	消防交通課
90	自主防災組織における女性視点での活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成時や活動に際し、女性の視点に立った活動や組織運営に取り組むよう、助言等を行います。 ・女性が参加しやすい講座等を検討します。 	消防交通課
91	消防団への女性の加入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を活用し、消防団への女性の加入促進に努めます。 	消防交通課
92	婦人防火クラブの活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催の消防出初式、防災訓練、火災予防広報パレード等へ参加協力や住宅用火災警報器の設置促進広報活動など、防火・防災に関する活動を行います。 	消防交通課



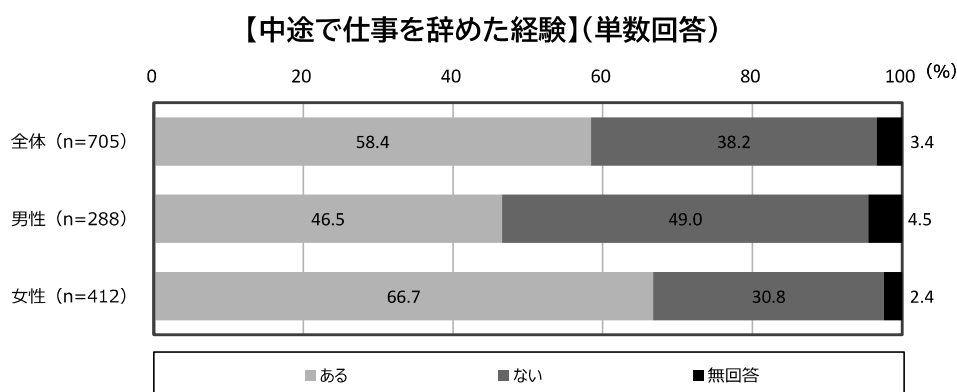
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

現状と課題

男女共同参画社会の形成のためには、社会の制度や慣行が男女双方について中立に働く必要があります。「下妻市男女共同参画推進条例」でも基本理念の2番目に「社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和」を置き、今なお、女性のみならず男性に対しても残る影響力の偏りを中立に近づけることを謳っています。

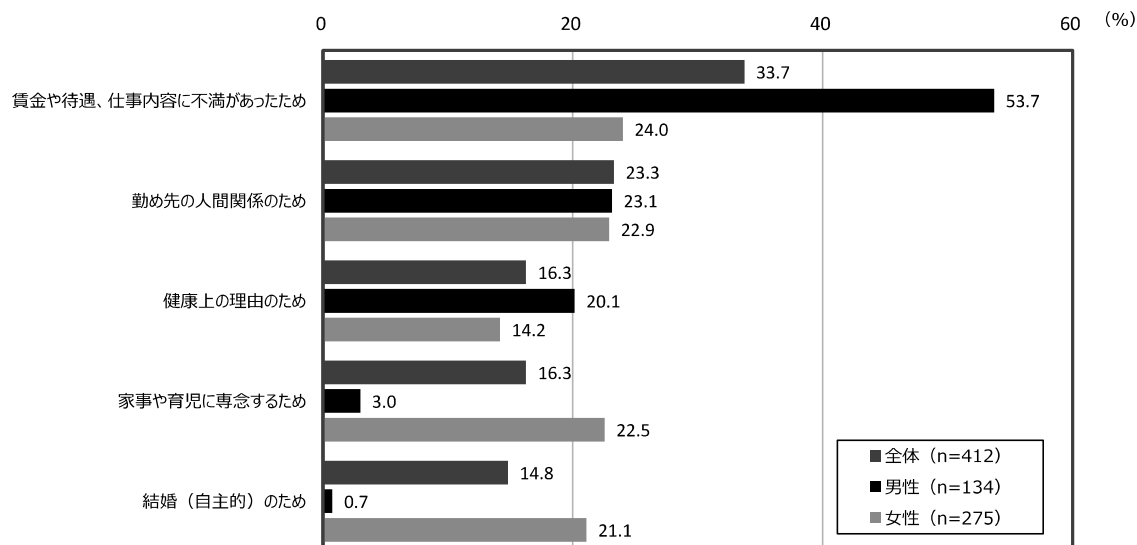
社会における活動や個人の生き方が一人ひとりの意思や希望に基づいて自由に選択できるようになるためには、働き方は重要な要素になりますが、就業に関するアンケート調査結果をみると、途中で仕事を辞めた経験がある女性は3人に2人おり、2人に1人の男性を大きく上回っています。



更に仕事を辞めた理由をみると、「勤め先の人間関係のため」や「健康上の理由のため」では男女の違いはそれほど大きくありませんが、「賃金や待遇、仕事内容に不満があったため」は女性が24.0%に対して男性は倍以上の53.7%と大きな違いがあります。また、「家事や育児に専念するため」(男性3.0%、女性22.5%)、「結婚(自主)のため」(男性0.7%、女性21.1%)、「家事や育児との両立が困難であるため」(男性1.5%、女性10.9%)などでは女性の割合が男性よりも極めて多く、様々な制度や慣行が男女に中立ではないことが明らかです。

こうした制度や慣行は、過去に目的や経緯をもって生まれたものであるため、その是正には、意識の改革に加えて、それぞれの制度が生まれた背景を踏まえた取組が必要となっています。

【途中で仕事辞めた理由】(複数回答) ※全体での5位までを掲載



施策の方向性

男女共同参画社会の基盤づくりとして、男女共同参画に関する様々な事業を推進するとともに、就業・起業への支援や子育て・介護への支援サービスの充実を図り、一人ひとりがその多様な生き方を実現できるよう努めます。

(1) 誰もが能力を發揮できる社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
93	男女共同参画関連事業の開催	・誰もがあらゆる分野で能力を發揮し活躍できる男女共同参画のまちづくりを目指し、各種事業や講座等を企画・開催します。	市民協働課
94	就業支援・職業能力の向上	・ハローワークや県と連携しながら、就業を希望する方への支援を行います。 ・各種技能資格取得講習会等の技能訓練に関する情報提供を行います。	商工観光課
95	起業支援セミナー	・創業を志す方を対象に、創業セミナー(しもつま創業塾)を開催します。講義を修了した方は、会社を設立する際に係る登録免許税の軽減措置など、様々な支援を受けることができる証明書の交付を行います。	商工観光課 (商工会)

(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
96	チャイルドシートリサイクル事業の実施	・下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満の子どもにも着用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。	消防交通課
97	防犯活動(防犯ボランティア活動)の推進	・市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングなどとあわせてパトロールを行うことを推進します。 ・お知らせ版やホームページ等を利用し、制度の周知を行い、新規加入の促進を図ります。	消防交通課
98	地域子育て支援センターの整備・活動事業	・市内2カ所の支援センターと「わいわいハウス」を利用した出張ひろば型支援センター1カ所を委託運営し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行います。	子育て支援課
99	児童手当の支給	・中学校修了前の子どもを養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に手当を支給します。	子育て支援課
100	利用者支援専門員の配置	・地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じ相談・助言を行うため、利用者支援専門員を配置し、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課
101	母子・寡婦自立支援事業	・高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、ひとり親家庭の母または父が就職に有利で生活安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上就学する場合に給付金を支給します。	子育て支援課
102	児童扶養手当の支給	・父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。	子育て支援課
103	母子寡婦福祉会の活動支援	・母子家庭及び寡婦の交流を推進し、その福祉向上を図るための活動を支援します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
104	保護者対象の学習講座の実施	・妊娠期、子育て期の不安解消や知識の習得、保護者の交流の場として、さまざまな講座を参加しやすいように計画します。お子さんの年齢にあったものや保護者の関心が高い内容、子どもの事故予防や救急時の対応など実施していきます。	保健センター
105	健康教育の実施	・幼稚園、保育施設、各学校、各種団体、関係機関等からの依頼を受け、健康・栄養・性教育、子ども自身で考える力や行動変容の力が身につくよう、講話等の内容も研鑽しながら実施していきます。	保健センター
106	赤ちゃん訪問	・生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	保健センター
107	医療福祉制度による医療費助成事業	・妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等の健康の保持増進と生活の安定のため、医療費の一部を助成します。	保険年金課
108	子どもを守る110番の家事業	・誘拐やわいせつ行為等の事件事故から子どもを守るため、警察や小中学校、PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を行います。	指導課
109	見守りボランティア活動事業	・登下校時の事件事故から児童・生徒を守るため、見守りボランティアがウォーキングなどとあわせて見守りを行います。	指導課
110	ブックスタート事業	・赤ちゃんのときから絵本に親しむことにより、豊かな心を育むとともに、親子が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくることを目的として実施します。 ・保護者に絵本を介して赤ちゃんに語りかけることの大切さ、読み聞かせの方法等について話をし、絵本についてのアドバイスブックと絵本1冊をプレゼントします。	図書館 子育て支援課 保健センター

No.	事業名	事業内容	担当課
111	ファミリーサポートセンター事業	・安心して育児ができるよう、臨時的、補助的な保育希望に対し一時預かりの託児サービス等を行います。	子育て支援課 (社会福祉協議会)

(3) 地域包括ケアシステムの構築

No.	事業名	事業内容	担当課
112	地域包括支援センター事業	・高齢者の相談に早期に対応できるよう、医療、介護保険関係機関との連携づくりを行います。	介護保険課
113	子育て世代包括支援センター事業	・子育て世代が安心して妊娠・出産及び子育てができるよう、母子保健に関する専門職が相談や個別プランを作成し、継続的な保健指導を実施することにより、切れ目ない支援を行います。	保健センター

施策の方向性2 教育・メディアを通じた男女共同参画への意識改革

現状と課題

これまで男女共同参画を推進する様々な取組が進められ、法制度の整備も行われてきましたが、国、県、本市、いずれのアンケート調査¹⁰においても、社会全体における男女の地位の平等感については、「男性優遇」に大きく傾いたままになっています。その背景には、働き方や暮らしの根底に、往々にして幼少の頃から長期にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、あることが挙げられます。

意識が変わり、無意識の思い込みに気づき、固定観念にとらわれなくなることは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、人生を主体的にその人らしい選択をしながら生きることにつながっていきます。それは女性にだけ付与される新たな機会ではなく、男性にとっても、主たる稼ぎ手であるべきという固定的な姿から、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができる機会となるものです。

そのため、子ども時代をはじめ、様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が重要となっています。

施策の方向性

市民の豊かな人生の実現を支援するために、必要な生活情報の提供やキャリア教育を実施するとともに、生涯にわたる学習機会の提供と充実に努めます。

また、児童生徒の ICT メディアリテラシー¹¹向上のため、情報モラル教育を推進します。

¹⁰ アンケート調査：国の調査は、令和元年に内閣府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」、茨城県の調査は、令和元年に県が実施した「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」、本市の調査は、平成 23 年、平成 28 年、令和 3 年に実施した「下妻市男女共同参画に関する市民意識アンケート調査」。

¹¹ ICT メディアリテラシー：ICT(Information and Communication Technology／情報通信技術)を活用して、目的に応じて的確に調べものをしたり、人と適切にコミュニケーションをとったり、インターネットを使って買い物をするなどのことが円滑に行える複合的な能力のこと。

(1) 一人ひとりが尊重される社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
114	行政相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回の相談所開設を原則として、行政サービスに関する苦情や意見・要望等の相談を行います。 市内イベント等に参加し、会場で行政相談制度のPR活動を行います。 	秘書課
115	広報紙やSNSを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市民に分かりやすい情報発信に努め、市民の生活に必要な情報等について、広報紙やLINE・FacebookなどのSNSを活用し、速やかに情報提供ができる体制づくりを進めます。 	秘書課

(2) キャリア教育による将来の目標づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
116	職場体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 働くことについて興味を持ち、理解を深めてもらうため、生徒の職場体験や学生のインターンシップ等について、積極的に受け入れを行います。 	総務課
117	社会科見学・中学生社会体験事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の一環として、地域の協力を得て、社会科見学や職場体験など様々な体験活動を行うことにより、望ましい職業観をはじめ、他者とのかかわりや思いやり、社会のルール等を学び、主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を育成します。 	指導課
118	個を生かすキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> 小学校段階から児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するため「いばらきキャリア・パスポート」の活用と充実を図ります。 	指導課

(3) 生涯にわたる学びのすすめ

No.	事業名	事業内容	担当課
119	出前講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民への生涯学習の機会を提供する方法の一つとして、「下妻市生き生き出前講座」を実施します。市職員が身につけた専門知識を研修会や学習の場において提供します。(受講料無料) 	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課
120	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりのライフステージに応じたさまざまな学習意欲の要望に応え、市民の生涯学習活動を支援します。 ・生涯学習の推進に向けて、市民の意識向上に努め、学習活動を積極的に提供します。 	生涯学習課
121	芸術文化事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の発表・作品展示などの機会を創出するために市民文化祭を開催します。 ・多くの市民に楽しんでいただけるような芸術鑑賞の機会提供に努めます。 	生涯学習課
122	博物館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと博物館の常設展示の資料を少しずつ変更する等、市民が親しみやすい施設の運営に努めます。 	生涯学習課
123	スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ関係団体の支援、スポーツイベントの開催、施設の整備・運営など、スポーツの振興を図るための施策を進めていきます。 	生涯学習課
124	図書館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、また市民の教養・調査研究に corres 応するために資料および情報の収集・保存・提供などサービスの充実と向上に努めます。 ・図書館を広く知ってもらい足を運んでもらえるように、おはなし会・映画会などを開催するとともに、読書活動を推進し、読書に親しむ環境づくりを進めます。 	図書館
125	公民館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて学び、生きがいを持てるような各種教室を、市内公民館・市民センター等で開催します。 	公民館

(4) 正しいメディアとのつきあい方

No.	事業名	事業内容	担当課
126	情報モラル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育の充実を図ります。 	指導課

数値目標

本「第4次下妻市男女共同参画プラン」では、第3次プランで掲げた指標を基本として「指標項目」を選定し、令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査等の結果に照らし、令和8年度及び令和13年度の「目標値」を次のとおり設定します。

指標項目	実績値	目標値	
	令和3年度	令和8年度	令和13年度
審議会等の女性の登用率	25.5%	30%	40%
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	64.2%	85%	100%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	50.5%	70%	80%
DV 被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合	男性：84.4% 女性：50.8%	男性：50% 女性：30%	男性：20% 女性：20%
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	35.3%	40.0%	50%
自治会など地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	22.7%	30%	40%
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	44.4%	50%	60%
男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合	54.0%	85%	100%